

情報通信科学館（仮称）整備等事業

提 案 審 査 講 評

平成 1 4 年 1 1 月 2 6 日

情報通信科学館（仮称）整備等事業審査委員会

情報通信科学館（仮称）整備等事業に係る提案審査の結果を次のとおり講評します。

平成14年11月26日

委員長	光 多 長 温
委員	澤 崎 宏
委員	本 田 道 夫
委員	木 幡 浩
委員	吉 本 敏 彦

< 目 次 >

第 1 審査結果	1
1 参加資格審査	1
2 提案審査	1
(1) 入札・開札	1
(2) 1次審査	1
(3) 2次審査	1
第 2 総評	10

資料 1	情報通信科学館(仮称)整備等事業	提案書審査結果総括表
資料 2	情報通信科学館(仮称)整備等事業	定性的審査に関する事項の評価の視点及び配点
資料 3	情報通信科学館(仮称)整備等事業	事業者選定スケジュール

第1 審査結果

1 参加資格審査

平成14年8月26日に、2グループから参加表明書及び資格確認申請書の提出があった。各グループの構成員は次に示すとおりであり、両グループともに、入札参加資格者要件を満たしていることが確認され、平成14年9月4日に県からその旨を通知した。

情報通信科学館(仮称)整備等事業入札参加表明事業者(グループ)一覧

グループ番号	グループ名	代表企業	グループ構成員
A	凸版・ドコモグループ	凸版印刷株式会社	株式会社トータル・メディア開発研究所 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 大成建設株式会社 デジタルハリウッド株式会社 株式会社アムロン 日本電気株式会社四国支社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本支社四国支店 西日本放送株式会社 松下電器産業株式会社四国支店
B	株式会社日立製作所	株式会社日立製作所	

グループBは、平成14年10月11日に入札を辞退した。

2 提案審査

(1) 入札・開札

平成14年10月15日、グループAから応札及び事業計画提案書の提出があり、まず、開札を行い、入札価格が予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の範囲内であるか、確認を行った。その結果、予定価格の範囲内であった。()

県は、入札説明書において「本事業の基本サービス料総額3,969百万円(消費税及び地方消費税は除く。)以内の金額で予定価格を設定する。」と公表している。PFI方式で実施する場合の財政負担額は約4,186百万円であり、県が自ら実施した場合の財政負担額約4,695百万円に対し約10%程度の削減をあらかじめ見込んだものである。

グループ番号	入札価格(消費税及び地方消費税を除く。)
A	3,929,413,000円

(2) 1次審査

提案内容について、(1)展示等室内整備、維持管理、運営の各業務内容の確認(2)基本サービス料算定の確認(3)事業の安定性の確認の3点について、審査を行った。

その結果、提案内容は、基準を満たしており、事業実施が可能であると判断した。(詳細は、資料1提案書審査結果総括表を参照)

(3) 2次審査

2次審査の項目として、(1)入札価格に関する事項、(2)定性的審査に関する事項(事業方針・体制に関する事項、展示等室内整備業務に関する事項、維持管理業務に関する事項、運営業務に関する事項、リニューアル業務に関する事項、事業計画に関する事項、その他に関する事項)について評価し、点数化を行った。

ア 入札価格に関する事項

配点及び得点化方法

本事項については、50点を配点した。

県が設定した予定価格と同額の入札価格を30点とし、以下の算出方法で得点を算出した。少数点第3位は、四捨五入した。

なお、入札価格によっては、50点を上回る得点もあり得るものとした。

(得点の算出方法)

$$30 \text{ 点} + (\text{予定価格} - \text{当該応募者の入札価格}) / \text{予定価格} \times 100$$

得点

開札の結果、グループAの得点は、31.00点であった。

イ 定性的審査に関する事項

配点及び得点化方法

資料2「定性的審査に関する事項の評価の視点及び配点」に掲げる評価の視点に従い、提案書の内容を評価し、各審査項目ごとの評点を配点以内で付与した。

本事項については、合計で50点を配点した。

得点

審査の結果、グループAの得点は、39.3点であった。

(詳細は、資料1提案書審査結果総括表のとおり。)

各審査項目ごとの評価は、次のとおりである。

事業方針・体制に関する事項

a 事業の考え方

「地域住民と行政や企業が一体となって『情報通信科学』のもたらす可能性を探る日本における先進的な拠点となることをめざす」との理念の高さは評価に値する。ただし、本事業の中心テーマである賑わい創出については、提案段階ではその具体化方策が完全に煮詰まっておらず、今後の運営段階で遊びの要素を取り入れながら、集客力のある施設となるよう期待する。

b 事業実施体制の構築能力

代表企業の凸版印刷株式会社は、印刷業界の全国的企業であり、情報化への取り組みも多岐にわたる。構成員として、凸版印刷株式会社の子会社である株式会社トータル・メディア開発研究所が展示等整備業務及び運営業務を主体的に担当し、情報通信系企業では日本電気株式会社四国支社、松下電器産業株式会社四国支店など各企業の特徴を生かした事業の実施体制を構築している。

これに加え、地元の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社アムロン、西日本放送株式会社も加わるなど、地元企業とのタイアップは評価できる。

c 事業に対する実績ノウハウ

各企業ともそれぞれの分野で多数の実績を持つことは、評価に値する。しかしながら、運営中心型PFI事業は、我が国初の試みであることから、集客施設の運営といった分野での、代表企業をはじめ、構成員・協力企業の実力発揮を期待する。

展示等室内整備業務に関する事項

a 整備計画

「未来を感じる」「学び広がる」「心が広がる」の3つのテーマがそれぞれミュージアムゾーン、アカデミゾーン、コミュニケーションゾーンに適切に表現されており、本事業への取組方針を反映させた整備計画となっている。

しかし、エントランス周辺等については、賑わい創出や集客力の観点から、若干低い評価を行った。

b 工程計画

什器・備品等の工場製作・調達、現場設置及び各種ソフトの制作時期がバランス良く、無理なく計画されている。

また、本体工事終了までに行う各種設備工事、下地補強工事等と本体工事終了後に行う本格的な設置工事が適切に計画されている。

c 施工監理業務及び各種申請等業務

統括構成員を中心に設計推進機構、製作推進機構を組織するなど整備体制が整っている。

また、本体工事の仕様・予算・工期・工事計画との連携がとられており、本体工事の官庁検査への配慮もされている。

管理業務に関する事項

管理運営マニュアルの作成、バックアップ体制に対する考え方等は、評価できる。ただし、遺失物の管理等への配慮に欠ける面があり、今後の改善が期待される。

ISO14001の認証規準に準拠し、また、光熱水費の削減について、ビル管理会社とも連携を図り、特に配慮している点は、評価に値する。

運営業務に関する事項

a 運営方針及び集客の工夫

本事業への取組方針である「地域発見」「自分発見」についての運営方針が提案されており、またニーズの把握と変化への対応の考え方は示されているが、具体化するに当たって行政との連携など、今後解決すべき課題も残っている。

開館日・開館時間は、時間帯別にターゲットを設定した提案であり、閉館時間もフレキシブルに延長することとしている。費用対効果、機器のメンテナンス等

にも配慮した妥当な提案と評価できる。

しかし、ターゲット層及び曜日・時間毎の入込み見込みをどう考え、開館日・開館時間の設定につながるのか、来館者数の想定につながるのか等への言及が欲しいところである。

施設PRの方法については、オープニングに向けた話題づくり、オープニング直前のPR展開は、ブロードバンドウォーク等も行うなど具体的であり、かつ、効果が期待できる。オープニング後のPR展開も、登録会員制度など具体的に提案されている。

b 運営の実施体制

グループ企業が全体として本事業をバックアップする体制がとられており、その結果、SPCは、庶務担当職員を直接採用するほかは、全ての業務を委託し、固定費を可能な限り抑えた効果的な経営を目指す提案となっている。特に、グループ企業が参画する運営企画会議を設置し、外部有識者をメンバーに加えることとしていることや、提案の時点で統括責任者及び業務責任者5名を具体的に挙げていることは、高く評価できる。しかし、各運営業務の委託先が一部具体的に示されておらず、今後、運営開始までに明確にされる必要がある。

c 企画展示・体験講座の企画及び実施業務

ターゲットの設定、企画展示・体験講座の内容は、一定の賑わい創出効果が期待できる。ただ、サンポート高松の賑わい創出が大きなテーマであることから、情報通信のみならずふくらみのある多様なテーマを設定するなどして、運営段階での大きな賑わい創出が図られるよう期待する。

また、時代のニーズや季節的ニーズに対応した企画展示、利用状況及び関心度合に応じた講座プログラムの見直しを提案しているが、賑わい創出の観点から、ニーズの把握方法については、今後一層の工夫が期待される。

d 貸室業務

県の施設予約決済システムへの対応、電話、FAX、インターネット、来館といった多様な受付方法を可能とし、館内のスタッフ全員が対応するなど、利用しやすさを前提とした仕組みとなっており、また、料金設定については、土日祝日を割増設定するなど、工夫を凝らした提案となっている。

ただし、周辺施設との競合を考えると、稼働率については厳しい環境が予想され、運営段階での努力が期待される。

e 来館者へのサービス業務

各業務に関し具体的な提案がなされており、評価できる。なお、県民ニーズの把握結果の反映方法等については今後の課題であり、運営開始後、その効果を見ながら対応を考えていく必要もある。

f 来館者把握業務

赤外線センサーの設置や再入場ゲートを設けるなど、正確にカウントできる提案がなされている。また、入場者の状況によっては、フレキシブルな対応も計画されている。

g 選定事業者の提案による業務

グループ構成員である地元メディア等ともタイアップしてイベントを企画、また、ブロードバンドキャラバンにより館外にも活動を展開するなど、一定の賑わい創出効果は期待できる。また、物販については、本施設の体験講座等の事業の参加者に対してサービスを提供するなど本事業との整合が図られている。

ただし、オリジナルグッズの提案の具体化やブロードバンドキャラバンの展開における行政との連携については、課題が残る。

リニューアル業務に関する事項

全国的な科学館等の運営実績から、展示よりも、企画展やワークショップの実施など運営にウエイトを置くことが効果的であるという基本コンセプトが示されている。また、情報通信機器や関連ソフト等のリニューアルについては、構成員である情報通信機器メーカーが、最新の情報機器を提供するとともに、リニューアル費として計上している費用以外にも運營業務費による対処や、予測できない技術革新や来館者ニーズの変化に伴う施設の陳腐化に対しては、内部留保の流用で対応することとしており一定の評価ができる。

事業計画に関する事項

a 資金調達の確実性

初期整備費に対して 10%以上の資金を資本金として準備しており、また、外部借入先からは、融資に関する関心表明を得ており、評価できる。

b 事業計画の確実性

全体的な収支の算出根拠については、ほぼ妥当であり、借入債務償還計画も問題のないものとなっており、評価できる。なお、予期せぬ事態による運転資金発生時やリニューアル資金需要発生時においては、内部留保の流用等で対応することとしており、事業計画の確実性に問題はない。

c リスク管理の方針

リスクに対しては、保険等で可能な対応はなされている。ただし、運営中心型 P F I 事業であり、予見しがたいリスクが生じる可能性もあり、運営段階で十分な対応がなされることを期待する。

なお、事業者の責による破綻時における損害金の手当ては、保険の付保、契約保証金等の充当により対応することとしている。

その他に関する事項

本件提案に、多分野にわたる経験と実績のある全国的企業と地元企業とがタイアップして、本県ならではの特色と賑わいのある施設を目指そうとする熱意は評価できる。

第2 総評

1 提案の概要

情報通信科学館（仮称）整備等事業は、香川県の高度情報化推進計画「かがわITみらいプラン」の「人づくり」の施策の一つとして、「県民の情報リテラシーの向上」「県民の発表や活動の場の提供」といった機能とともに、サンポート高松の賑わい創出に寄与するための集客機能も同時に求められる重要な事業に位置づけられているものである。

特に、集客施設としての運営ノウハウの発揮を民間事業者に期待し、PFI事業として取り組まれることとなったものであり、我が国初の本格的な運営中心型PFI事業といえることができる。

また、技術進歩の速度が著しい情報通信分野において、その急速な技術革新に的確に対応するためのリニューアルの実施に関しても、民間事業者によるノウハウの発揮が期待された事業である。

こうした特徴を持つ本PFI事業に対し、凸版印刷株式会社を代表企業とする凸版・ドコモグループから提案書が提出された。

提出された提案は、「本施設では地域住民と行政や企業が一体となって『情報通信科学』のもたらす可能性を探る日本における先導的な拠点となることをめざす」といった理念が掲げられ、“共育”による「自分発見」「地域発見」を行うことが基本方針となっている。

また、この理念及び基本方針から派生し、独自の集客施設の運営のあり方を提案している。それは、人的サポート、ワークショップが充実している施設には集客力がある、との考えに立脚したものである。

具体的には、本施設の事業をサポートすること自体が県民の文化活動のひとつとなり得るような、新しい文化施設利用のあり方を創出し、それをリピート利用、集客につなげようとするものである。

さらに、参加者主導によるクラブ活動を支援していく中で、また、本施設における県民の活動（講座からワークショップ）の成果を企画展や交流イベントとして発信していく過程で参加者と対話を重ね、次の活動のテーマを導き出すという、自己増殖型の運営展開を図ろうとする提案である。

2 審査の過程と結果

(1) 審査の前提

このような提案を受けて、審査委員会では、「入札価格に関する事項」と「定性的審査に関する事項」について、慎重に審査を行った。

特に、提案書の提出が1グループであったことから、より一層の慎重を期し、客観的、公正的な立場から評価することに留意した。

審査に当たっては、平成14年7月24日に公表した「情報通信科学館(仮称)整備等事業事業者選定基準」に示す基本方針に則り、次の事項を重視した。

情報通信分野という技術進歩の著しい分野において、時代のニーズ、県民のニーズに適応した、分かりやすくかつ楽しみながら利用できる施設、また、集客力のある施設として運営されること。

上記の期待どおり運営が遂行されるよう、適切な事業の実施体制がとられていること。
総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

(2) 入札価格審査に関する事項の評価

予定価格が、県が自ら事業を実施した場合の財政負担額に比べて約 10%程度の削減という厳しい条件の下で設定し、公表されたものであったこともあり、入札価格が予定価格に近く、低い得点となった。

(3) 定性的審査に関する事項の評価

定性的審査において、特に高く評価した点は、次の3点である。

第1点目は、「地域住民と行政や企業が一体となって『情報通信科学』のもたらす可能性を探る日本における先導的な拠点となることをめざす」といった理念の高さである。地域のリソースを活用し、共に学び、考え、行動しながら成長する活動体づくりを目指す事業の基本方針も高く評価できる。

第2点目は、多角的かつ確実な事業実施体制が組み立てられている点である。体制を構築するにあたり、様々な分野で活躍する全国的企業や地元企業が結集し、それぞれの経験・ノウハウに基づき本事業を全面的に支援するとともに、これら企業やアドバイザーで構成する運営企画会議を設置し、よりよい事業運営を目指していこうとする姿勢は、大きく評価した。

第3点目は、収支資金計画についても、相応の資本金の確保を背景に比較的安定した計画となっている点である。事業実施に当たって問題がないものと認められることである。

その一方で、次のとおり、事業者の今後の努力に期待したい事項が挙げられた。事業者にはこの点を留意していただきたいと考えている。

第1点目は、今回の提案では「学び」の要素が強いが、より幅広い層の県民が利用するよう、「遊び」の要素も取り入れながら、より賑わいのある施設を目指すことが必要である。

第2点目は、県や教育委員会など行政と連携を図り、ニーズの変化に柔軟に対応したりリニューアルなどを着実に実施し、集客力の維持・向上を図ることが重要である。

(4) 総合評価

以上の結果、本委員会の総意として、凸版印刷株式会社を代表企業とする凸版・ドコモグループの提案を優秀提案として選定することとした。

3 今後の展開

最後に、我が国初の本格的な運営中心型PFI事業である本事業の提案審査の過程で改めて認識した事項を以下に整理し、本講評を終わることとする。

本格的な運営中心型PFI事業は、これまで事例がない。そこで、今回の審査での結果・検討を踏まえて、行政と民間事業者が緊密に連携して、円滑で効率的な事業運営を行い、サンポート高松、ひいては香川県全体の発展につながることを期待する。

運営中心型PFI事業は、今後、集客を目的とした公共施設の運営においては、大きな

効果を発揮する手法であると考えられる。地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に関する規制緩和が近く行われる予定であり、施設運営に係る P F I 事業の導入環境がより整備されることになる。本事業の試みが、運営中心型 P F I 事業に対する我が国のノウハウを高め、各地でその導入が広がることを期待したい。

情報通信科学館(仮称)整備等事業 提案書審査結果総括表

1 次審査(展示等室内整備、維持管理、運営の各業務内容の確認)

業 務 名		確 認 項 目	評価
展示等室内整備	展示及び情報関係機器・システム等の設計及びその関連業務	a 各ゾーン及び管理諸室の要求性能 b 身体障害者等への配慮 c 各ゾーンの動線の適切な計画 d 設計変更提案の内容の妥当性	
	什器・備品等の調達及び設置業務	a 各ゾーンの要求性能を満たした什器 b 備品等の調達・設置	
	施工監理業務及び各種申請等業務	a 監理責任者の選任 b 作業計画書の作成 c ビル管理会社、又は本体工事監理者との了解・調整・協力体制	
維持管理業務	経常修繕業務	a 日常的な点検	
	リニューアル業務	a リニューアルの考え方を踏まえた、事業期間を通じた実施	
	清掃管理業務	a 日常清掃と定期清掃の組合せ b ビル管理会社との連絡・調整	
	設備機器、情報関連機器・システム運転管理業務	a 運転・監視/定期点検・測定・整備・図面・記録の保管 b ビル管理会社との連絡・調整	
	保安警備業務	a 日常の保安警備業務 b 急病・事故・災害等発生時の対応 c ビル管理会社の保安警備体制との連携	
運営業務	企画展示、体験講座の企画及び実施業務	a 企画展及び体験講座等を企画・実施	
	貸室業務	a 県の規則に定めた方法による、貸出手続き、支援、使用料徴収	
	情報関連書籍等の紹介、閲覧業務	a 情報化に関する分野の書籍等が閲覧 b 地域映像作品の閲覧	
	情報関係機器・ソフトウェア等の試用サービス業務	a 情報関係機器・ソフトウェア等が試用でき、必要に応じ基礎的なアドバイスを受けられること	
	情報化に関する基礎的な相談業務	a 来館者及び外部からの相談業務への対応	
	情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施業務	a 情報化に関するイベント等の企画が、年2回以上かつ14日以上	
	来館者把握業務	a 来館者数の把握	
	利用案内情報の提携業務	a 利用案内、館内移動案内、イベント等開催状況の紹介などの情報提供 b 混雑時の対応	
提案業務	独自事業	a 事業者の創意工夫	
	物販業務	a 水道施設を利用しないこと b 施設延床面積(0.5~1.0%程度) c 施設に因む取扱商品	
	その他本事業の目的達成に貢献すると認められる業務		

(基本サービス料算定の確認)

確 認 項 目	内 容	評価
前提条件の反映に関する確認	物価変動を見込まずに計算をしているか。	
	消費税及び地方消費税を除いた額で計算しているか。	
算出方法の確認	基本サービス料の総額の算定が、各業務毎に見積もられた費用を基に適正に算出されているか。	

(事業の安定性の確認)

確 認 項 目	内 容	評価
運転借入金発生がないか	毎期の資金繰りに問題がないことを確認。	
プロジェクトIRR 調達コスト	プロジェクトの投資利回りがプロジェクトへの要求利回り(出資者、金融機関からみた利回り)よりも高いことを確認。	
DSCR 1.0	毎期の元利金支払に余裕があることを確認。	

2 次審査

審査項目	配点	Aグループ
入札価格に関する事項	50点	31.00点
定性的審査に関する事項	50点	39.30点
1. 事業方針・体制に関する事項	5点	4.60点
a 事業の考え方	(1点)	(0.80点)
b 事業実施体制の構築能力	(2点)	(1.80点)
c 事業に対する実績ノウハウ	(2点)	(1.80点)
2. 展示等室内整備業務に関する事項	7点	6.00点
a 整備計画	(5点)	(4.00点)
b 工程計画	(1点)	(1.00点)
c 施工監理業務及び各種申請等業務	(1点)	(1.00点)
3. 維持管理業務に関する事項	3点	2.40点
a 維持管理業務全般並びに経常修繕業務、清掃管理業務、設備機器、情報関連機器・システム運転管理業務及び保安警備業務	(3点)	(2.40点)
4. 運營業務に関する事項	21点	15.3点
a 運営方針及び集客の工夫	(5点)	(3.50点)
b 運営の実施体制	(4点)	(3.20点)
c 企画展示・体験講座の企画及び実施業務	(3点)	(1.80点)
d 貸室業務	(2点)	(1.40点)
e 来館者へのサービス業務 ・情報関連書籍等の紹介、閲覧業務 ・情報関連機器・ソフトウェア等の試用サービス業務 ・情報化に関する基礎的な相談業務 ・利用案内情報の提供業務	(3点)	(2.70点)
f 来館者把握業務	(1点)	(1.00点)
g 選定事業者の提案による業務 ・情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施業務の提案 ・独自事業の提案 ・物販業務の提案 ・その他本事業の目的に貢献すると認められる業務の提案	(3点)	(2.10点)
5. リニューアル業務に関する事項	7点	4.90点
a リニューアルの考え方及び実施頻度・時期	(7点)	(4.90点)
6. 事業計画に関する事項	5点	4.50点
a 資金調達の確実性	(2点)	(2.00点)
b 事業計画の確実性	(2点)	(1.80点)
c リスク管理の方針	(1点)	(0.70点)
7. その他に関する事項	2点	1.40点
a その他	(2点)	(1.40点)
合計	100点	70.30点

情報通信科学館(仮称)整備等事業 定性的審査に関する事項の評価の視点及び配点

審査項目	評価の視点	配点
1. 事業方針・体制に関する事項		5点
a 事業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信ネットワーク社会に対する独自の考え及び本事業の目的を踏まえた、本事業への取組方針が示されているか。 ・時代のニーズ、県民のニーズに適応した、楽しく、わかりやすい施設を目指しているか。 ・集客力のある施設をめざしているか。 	(1点)
b 事業実施体制の構築能力	<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業、各構成員、協力企業の役割分担が本事業の遂行に見合っているか。 	(2点)
c 事業に対する実績ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効率的、効果的に実施できる経験、ノウハウを持っているか。 	(2点)
2. 展示等室内整備業務に関する事項		7点
a 整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への取組方針を反映させた整備計画となっているか。 ・技術革新、時代のニーズ、県民のニーズに対応した整備計画となっているか。 ・長期にわたって高い集客力を確保できる工夫がされているか。 ・本体工事の変更提案については妥当な計画となっているか。 	(5点)
b 工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に無理の無い計画となっているか。 ・本体工事の工程にも配慮した工程となっているか。 	(1点)
c 施工監理業務及び各種申請等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・工期、品質、安全を確保できる施工監理体制となっているか。 ・本体工事と連携のとれる施工監理体制となっているか。 ・本体工事の申請業務への協力体制は整っているか。 	(1点)
3. 維持管理業務に関する事項		3点
a 維持管理業務全般並びに経常修繕業務、清掃管理業務、設備機器、情報関連機器・システム運転管理業務及び保安警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に業務を遂行できる方針及び体制(バックアップ体制含む。)がとられているか。 ・ランニングコストを削減する工夫はされているか。 ・ビル管理会社の維持管理業務との連携はされているか。 	(3点)
4. 運営業務に関する事項		21点
a 運営方針及び集客の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への取組方針が反映されたものとなっているか。 ・時代のニーズ、県民のニーズを正確に把握し、その変化に対応できる仕組みとなっているか。 ・開館日及び開館時間は、来館者の利便性や効率的・効果的な施設の運営を考慮しているか。 ・集客の効果が期待できる施設PRの方法や来館者満足度向上の方法が提案されているか。 ・来館者数の想定が妥当なものであるか。 	(5点)

審査項目	評価の視点	配点
b 運営の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員が適切に配置されているか。 ・確実に業務を遂行できる体制がとられているか。 ・運営責任者は、業務遂行に十分な経験実績を有しているか。 	(4点)
c 企画展示・体験講座の企画及び実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・見るものを惹きつける工夫、興味を引き起こさせる工夫がなされているか。 ・賑わい創出効果のある内容となっているか。 ・県民のニーズを把握できる仕組みがあるか。 	(3点)
d 貸室業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出手続方法、受付・利用料の徴収の仕組みは、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいか。 ・料金設定の根拠が明確かつ妥当か。 ・稼働率の想定は妥当か。 ・利用者の誘致策に独自の工夫があるか。 ・各貸室の未利用時においても、本施設の魅力を低下させない工夫がなされているか。 	(2点)
e 来館者へのサービス業務 ・情報関連書籍等の紹介、閲覧業務 ・情報関連機器・ソフトウェア等の試用サービス業務 ・情報化に関する基礎的な相談業務 ・利用案内情報の提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層の考え方が適切であるか。 ・使用方法・手続きは、利用者の利便性を考慮しているか。 ・県民のニーズを反映できる仕組みがあるか。 ・相談件数の変動や相談内容に適切に対応できる体制、方法がとられているか。 ・来館者の利便性に配慮した情報提供の仕組みがとられているか。 	(3点)
f 来館者把握業務	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的かつ正確に来館者数をカウントできる仕組みか。 	(1点)
g 選定事業者の提案による業務 ・情報化関連の各種交流イベント等の企画及び実施業務の提案 ・独自事業の提案 ・物販業務の提案 ・その他本事業の目的に貢献すると認められる業務の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出効果はあるか。 ・本事業の目的との整合性がとられているか。 ・購入者満足度を高める工夫（オリジナルグッズなど）があるか。 	(3点)
5．リニューアル業務に関する事項		7点
a リニューアルの考え方及び実施頻度・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・陳腐化を回避し、集客能力の高い施設として維持するために、リニューアルにおいて何を重視するかが明確であるか。 ・リニューアルの効果を生かす頻度及び時期となっているか。 	(7点)
6．事業計画に関する事項		5点
a 資金調達の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金を相応に準備した資金計画となっているか。 ・事業に関して金融機関等から融資の確約又は関心表明を得ているか。 	(2点)
b 事業計画の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の根拠が明確かつ妥当か。 ・予期せぬ事態による運転資金発生時の対応がなされているか。 ・借入償還計画に変則的要素はないか。 ・確実にリニューアルが実施できるよう、資金は確保されているか。 	(2点)

審 査 項 目	評 価 の 視 点	配 点
c リスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアム内において適切なリスク分担がなされているか。 ・事業者が負担するリスクについて、顕在化した時の対応策が検討されているか。 ・事業者の責による破綻時の損害金に対する手当が十分になされているか。 	(1点)
7. その他に関する事項		2点
a その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案書に提案される内容の整合がとれ、相乗効果を発揮し、運営開始後10年間にわたり集客力のある施設として運営されるか。 	(2点)

情報通信科学館(仮称)整備等事業 事業者選定スケジュール

項 目	年 月 日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第1回会議の開催	平成13年11月16日
実施方針、業務要求水準書(案)の公表	平成13年12月14日
実施方針等の説明会・現場説明会の開催	平成13年12月21日
実施方針等に関する質問の受付	平成13年12月25日～28日
実施方針等に関する質問に対する回答の公表	平成14年 2月 4日
実施方針等に関する意見招請の受付	平成14年 2月12日～14日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第2回会議の開催	平成14年 3月 5日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第3回会議の開催	平成14年 5月14日
実施方針の改訂版の公表	平成14年 5月31日
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく特定事業として選定したことの公表	平成14年 6月10日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第4回会議の開催	平成14年 7月 2日
入札公告(入札説明書・業務要求水準書・選定基準・様式集の公表)	平成14年 7月24日
契約書(案)の公表	平成14年 8月 7日
入札説明書、契約書(案)等に関する質問・これに対する回答の公表 入札説明書等の修正表等の公表	平成14年 8月23日
参加表明書・参加資格確認申請書の提出	平成14年 8月26日～28日
参加資格確認結果の通知	平成14年 9月 4日
契約書(案)の変更版の公表	平成14年 9月25日
提案書等の提出、入札・開札	平成14年10月15日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第5回会議の開催	平成14年11月15日
情報通信科学館(仮称)整備等事業審査委員会第6回会議の開催	平成14年11月23日